

市民委員会資料 ①

1 平成24年第2回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第89号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第90号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第113号 川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定についての市長の専決処分の承認について
- (8) 報告第2号 平成23年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- (9) 報告第14号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

資料1 川崎市小児医療費助成条例新旧対照表

資料2 川崎市保育園条例新旧対照表

資料3 議案第113号参考資料

市民・こども局こども本部

(平成24年5月30日)

資料 1

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市小児医療費助成条例 平成 7 年 6 月 29 日 条例第 24 号 改正 平成 10 年 3 月 24 日 条例第 6 号 平成 10 年 10 月 9 日 条例第 24 号 平成 12 年 10 月 2 日 条例第 51 号 平成 13 年 10 月 5 日 条例第 22 号 平成 16 年 10 月 14 日 条例第 42 号 平成 18 年 3 月 23 日 条例第 21 号 平成 21 年 3 月 26 日 条例第 8 号 川崎市小児医療費助成条例 (目的) 第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この条例において「小児」とは、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。 2 この条例において「乳児」とは、満 1 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。 3 この条例において「 <u>幼児等</u> 」とは、満 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から満 7 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。 4 この条例において「 <u>乳幼児等</u> 」とは、乳児及び幼児等をいう。 5 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	○川崎市小児医療費助成条例 平成 7 年 6 月 29 日 条例第 24 号 改正 平成 10 年 3 月 24 日 条例第 6 号 平成 10 年 10 月 9 日 条例第 24 号 平成 12 年 10 月 2 日 条例第 51 号 平成 13 年 10 月 5 日 条例第 22 号 平成 16 年 10 月 14 日 条例第 42 号 平成 18 年 3 月 23 日 条例第 21 号 平成 21 年 3 月 26 日 条例第 8 号 川崎市小児医療費助成条例 (目的) 第 1 条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において「小児」とは、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。 2 この条例において「乳児」とは、満 1 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。 3 この条例において「 <u>幼児</u> 」とは、満 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。 4 この条例において「 <u>乳幼児</u> 」とは、乳児及び幼児をいう。 5 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

改正後	改正前
(1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者 (2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者 6 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者) 第3条 (略) (所得の制限) 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに規定する者の保護者の当該各号に規定する所得が、その保護者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに保護者の扶養親族等でない満18歳に満たない者で保護者	(1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者 (2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者 6 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する小児で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める保険各法（以下「保険各法」という。）による被扶養者であるものの保護者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児の保護者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者 (4) 川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）により医療費の助成を受けることができる者 (5) 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）により医療費の助成を受けることができる者 (所得の制限) 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに規定する者の保護者の当該各号に規定する所得が、その保護者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに保護者の扶養親族等でない満18歳に満たない者で保護者

改正後	改正前
が当該各号に規定する所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、対象者とし ない。 (1) <u>幼児等</u>については、9月1日（以下「基準日」という。）から翌年の8月31日までの間に受けた医療に係る医療費について、基準日の属する年の前年の所得とする。 (2) 小児（<u>乳幼児等</u>を除く。）については、医療（入院に係るものに限る。）を受けた日が、その年の1月1日から6月30日までの間にある場合はその前々年の所得とし、その年の7月1日から12月31日までの間にある場合はその前年の所得とする。 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 （医療証の交付申請） 第5条 <u>乳幼児等</u>に係る医療費の助成を受けようとする保護者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 （助成の範囲） 第6条 市長は、小児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付（小児（<u>乳幼児等</u>を除く。）については、入院に係るものに限る。）が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって小児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは組合員又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。 （助成の方法等） 第7条 <u>乳幼児等</u>に係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に医療証を提示して、診療、薬剤の支	が当該各号に規定する所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、対象者とし ない。 (1) <u>幼児</u>については、9月1日（以下「基準日」という。）から翌年の8月31日までの間に受けた医療に係る医療費について、基準日の属する年の前年の所得とする。 (2) 小児（<u>乳幼児</u>を除く。）については、医療（入院に係るものに限る。）を受けた日が、その年の1月1日から6月30日までの間にある場合はその前々年の所得とし、その年の7月1日から12月31日までの間にある場合はその前年の所得とする。 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 （医療証の交付申請） 第5条 <u>乳幼児</u>に係る医療費の助成を受けようとする保護者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 （助成の範囲） 第6条 市長は、小児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付（小児（<u>乳幼児</u>を除く。）については、入院に係るものに限る。）が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって小児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは組合員又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。 （助成の方法等） 第7条 <u>乳幼児</u>に係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に医療証を提示して、診療、薬剤の支

改正後	改正前
支給又は手当てを受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。	給又は手当てを受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。
2 前項の規定による医療費の助成が受けられない場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。	2 前項の規定による医療費の助成が受けられない場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
3 小児（ <u>乳幼児等</u> を除く。）に係る医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。	3 小児（ <u>乳幼児</u> を除く。）に係る医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。
4 前2項に規定する医療費の助成申請は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。 （損害賠償請求権の取得等）	4 前2項に規定する医療費の助成申請は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。 （損害賠償請求権の取得等）
第8条 市は、医療費の助成の事由が第三者の行為により生じた場合において、前条第1項から第3項までの規定により医療費の助成を行ったときは、助成した額の限度において、対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。	第8条 市は、医療費の助成の事由が第三者の行為により生じた場合において、前条第1項から第3項までの規定により医療費の助成を行ったときは、助成した額の限度において、対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において前条第1項から第3項までの規定による助成は行わない。 （届出義務等）	2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において前条第1項から第3項までの規定による助成は行わない。 （届出義務等）
第9条 <u>乳幼児等</u> に係る対象者は、第3条に規定する対象者でなくなったとき、又は第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。	第9条 <u>乳幼児</u> に係る対象者は、第3条に規定する対象者でなくなったとき、又は第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。
2 <u>乳幼児等</u> に係る対象者は、第3条に規定する対象者でなくなったときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。 （助成費の返還）	2 <u>乳幼児</u> に係る対象者は、第3条に規定する対象者でなくなったときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。 （助成費の返還）
第10条 （略） （譲渡又は担保の禁止）	第10条 市長は、偽りその他不正な行為によって、この条例による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。 （譲渡又は担保の禁止）

改正後	改正前
第11条 (略) (委任) 第12条 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費の助成から適用する。 (川崎市乳児医療費助成条例の廃止) 3 川崎市乳児医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第8号）は、廃止する。 (川崎市乳児医療費助成条例の廃止に伴う経過措置) 4 施行日前に係る前項の規定による廃止前の川崎市乳児医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。 附 則（平成10年3月24日条例第6号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成10年10月9日条例第24号） (施行期日) 1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。 附 則（平成12年10月2日条例第51号） (施行期日) 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。 (経過措置)	第11条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (委任) 第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費の助成から適用する。 (川崎市乳児医療費助成条例の廃止) 3 川崎市乳児医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第8号）は、廃止する。 (川崎市乳児医療費助成条例の廃止に伴う経過措置) 4 施行日前に係る前項の規定による廃止前の川崎市乳児医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。 附 則（平成10年3月24日条例第6号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成10年10月9日条例第24号） (施行期日) 1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。 附 則（平成12年10月2日条例第51号） (施行期日) 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。 (経過措置)

改正後	改正前
2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により幼児に係る医療費の助成を受けることができる者は、当該幼児が施行日以後満2歳、満3歳又は満4歳のいずれかに最初に達する日の属する月の末日までの間は、改正後の条例の規定により当該幼児に係る医療費の助成を受けることができる者とみなす。 附 則（平成13年10月5日条例第22号） （施行期日） 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。 附 則（平成16年10月14日条例第42号） （施行期日） 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。 附 則（平成18年3月23日条例第21号） （施行期日） 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成につ	2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により幼児に係る医療費の助成を受けることができる者は、当該幼児が施行日以後満2歳、満3歳又は満4歳のいずれかに最初に達する日の属する月の末日までの間は、改正後の条例の規定により当該幼児に係る医療費の助成を受けることができる者とみなす。 附 則（平成13年10月5日条例第22号） （施行期日） 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。 附 則（平成16年10月14日条例第42号） （施行期日） 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。 附 則（平成18年3月23日条例第21号） （施行期日） 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成につ

改正後	改正前
いては、なお従前の例による。 附 則（平成21年 3 月26日条例第 8 号） この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成24年 月 日条例第 号） （施行期日） 1 この条例は、平成24年9月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。	いては、なお従前の例による。 附 則（平成21年 3 月26日条例第 8 号） この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前																																																																						
○川崎市保育園条例 昭和28年 5 月30日 条例第32号 (設置、名称及び位置) 第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。	○川崎市保育園条例 昭和28年 5 月30日 条例第32号 (設置、名称及び位置) 第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。																																																																						
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市藤崎保育園</td><td>川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号</td></tr> <tr> <td>川崎市かわなかじま保育園</td><td>川崎市川崎区藤崎 2 丁目 19 番 2 号</td></tr> <tr> <td>川崎市古川保育園</td><td>川崎市幸区古川町120番地</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>川崎市子母口保育園</td><td>川崎市高津区子母口378番地</td></tr> <tr> <td>川崎市坂戸保育園</td><td>川崎市高津区坂戸 3 丁目 7 番21号</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>川崎市土橋保育園</td><td>川崎市宮前区土橋 2 丁目14番地 1</td></tr> <tr> <td>川崎市宿河原保育園</td><td>川崎市多摩区宿河原 3 丁目13番 9 号</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>川崎市三田保育園</td><td>川崎市多摩区三田 1 丁目18番地 3</td></tr> <tr> <td>川崎市東中野島保育園</td><td>川崎市多摩区中野島 4 丁目 4 番15号</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td></tr> </table>	名称	位置	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号	川崎市かわなかじま保育園	川崎市川崎区藤崎 2 丁目 19 番 2 号	川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	略		川崎市子母口保育園	川崎市高津区子母口378番地	川崎市坂戸保育園	川崎市高津区坂戸 3 丁目 7 番21号	略		川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋 2 丁目14番地 1	川崎市宿河原保育園	川崎市多摩区宿河原 3 丁目13番 9 号	略		川崎市三田保育園	川崎市多摩区三田 1 丁目18番地 3	川崎市東中野島保育園	川崎市多摩区中野島 4 丁目 4 番15号	略				<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市藤崎保育園</td><td>川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号</td></tr> <tr> <td>川崎市出来野保育園</td><td>川崎市川崎区出来野 6 番 7 号</td></tr> <tr> <td>川崎市かわなかじま保育園</td><td>川崎市川崎区藤崎 2 丁目 19 番 2 号</td></tr> <tr> <td>川崎市古市場保育園</td><td>川崎市幸区古市場 2 丁目97番地</td></tr> <tr> <td>川崎市古川保育園</td><td>川崎市幸区古川町120番地</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>川崎市子母口保育園</td><td>川崎市高津区子母口378番地</td></tr> <tr> <td>川崎市千年保育園</td><td>川崎市高津区千年970番地 1</td></tr> <tr> <td>川崎市坂戸保育園</td><td>川崎市高津区坂戸 3 丁目 7 番21号</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>川崎市土橋保育園</td><td>川崎市宮前区土橋 2 丁目14番地 1</td></tr> <tr> <td>川崎市中野島保育園</td><td>川崎市多摩区布田18番25号</td></tr> <tr> <td>川崎市中野島乳児保育園</td><td>川崎市多摩区布田18番25号</td></tr> <tr> <td>川崎市宿河原保育園</td><td>川崎市多摩区宿河原 3 丁目13番 9 号</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>川崎市三田保育園</td><td>川崎市多摩区三田 1 丁目18番地 3</td></tr> <tr> <td>川崎市西宿河原保育園</td><td>川崎市多摩区宿河原 2 丁目19番 6 号</td></tr> <tr> <td>川崎市東中野島保育園</td><td>川崎市多摩区中野島 4 丁目 4 番15号</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	名称	位置	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号	川崎市出来野保育園	川崎市川崎区出来野 6 番 7 号	川崎市かわなかじま保育園	川崎市川崎区藤崎 2 丁目 19 番 2 号	川崎市古市場保育園	川崎市幸区古市場 2 丁目97番地	川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	略		川崎市子母口保育園	川崎市高津区子母口378番地	川崎市千年保育園	川崎市高津区千年970番地 1	川崎市坂戸保育園	川崎市高津区坂戸 3 丁目 7 番21号	略		川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋 2 丁目14番地 1	川崎市中野島保育園	川崎市多摩区布田18番25号	川崎市中野島乳児保育園	川崎市多摩区布田18番25号	川崎市宿河原保育園	川崎市多摩区宿河原 3 丁目13番 9 号	略		川崎市三田保育園	川崎市多摩区三田 1 丁目18番地 3	川崎市西宿河原保育園	川崎市多摩区宿河原 2 丁目19番 6 号	川崎市東中野島保育園	川崎市多摩区中野島 4 丁目 4 番15号	略	
名称	位置																																																																						
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号																																																																						
川崎市かわなかじま保育園	川崎市川崎区藤崎 2 丁目 19 番 2 号																																																																						
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																																						
略																																																																							
川崎市子母口保育園	川崎市高津区子母口378番地																																																																						
川崎市坂戸保育園	川崎市高津区坂戸 3 丁目 7 番21号																																																																						
略																																																																							
川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋 2 丁目14番地 1																																																																						
川崎市宿河原保育園	川崎市多摩区宿河原 3 丁目13番 9 号																																																																						
略																																																																							
川崎市三田保育園	川崎市多摩区三田 1 丁目18番地 3																																																																						
川崎市東中野島保育園	川崎市多摩区中野島 4 丁目 4 番15号																																																																						
略																																																																							
名称	位置																																																																						
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号																																																																						
川崎市出来野保育園	川崎市川崎区出来野 6 番 7 号																																																																						
川崎市かわなかじま保育園	川崎市川崎区藤崎 2 丁目 19 番 2 号																																																																						
川崎市古市場保育園	川崎市幸区古市場 2 丁目97番地																																																																						
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																																						
略																																																																							
川崎市子母口保育園	川崎市高津区子母口378番地																																																																						
川崎市千年保育園	川崎市高津区千年970番地 1																																																																						
川崎市坂戸保育園	川崎市高津区坂戸 3 丁目 7 番21号																																																																						
略																																																																							
川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋 2 丁目14番地 1																																																																						
川崎市中野島保育園	川崎市多摩区布田18番25号																																																																						
川崎市中野島乳児保育園	川崎市多摩区布田18番25号																																																																						
川崎市宿河原保育園	川崎市多摩区宿河原 3 丁目13番 9 号																																																																						
略																																																																							
川崎市三田保育園	川崎市多摩区三田 1 丁目18番地 3																																																																						
川崎市西宿河原保育園	川崎市多摩区宿河原 2 丁目19番 6 号																																																																						
川崎市東中野島保育園	川崎市多摩区中野島 4 丁目 4 番15号																																																																						
略																																																																							

議案第113号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市下作延中央保育園
(2) 所在地	川崎市高津区下作延2丁目6番3号
(3) 設置条例	川崎市保育園条例
(4) 設置目的	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	施設用途：保育所 構造規模：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：694.32㎡
(6) 現在の管理者	財団法人神奈川県民間保育園協会
(7) 現在の管理運営費	149,876,436円

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人神奈川民間保育園協会																
所 在 地	横浜市青葉区みたけ台26番17																
代表者名	理事長 奥 村 栄																
設 立 年 月	平成24年3月21日																
資産の総額	2億7,796万6,956円																
職 員 数 又は従業員数	理事8人、監事2人、職員30人																
設 立 目 的	次の事業を営むことを目的とする。 (1) 第二種社会福祉事業																
事 業 概 要 (平成23年度)	(1)川崎市下作延中央保育園指定管理者 (2)児童厚生施設「こどもの杜」																
決 算 (平成22年度)	<table> <tr> <td>経常収入</td><td>181,148,116-----①</td></tr> <tr> <td>経常支出</td><td>162,887,448-----②</td></tr> <tr> <td>経常活動資金収支差額 (①-②)</td><td>18,260,668-----③</td></tr> <tr> <td>その他収入</td><td>1,558,133-----④</td></tr> <tr> <td>その他支出</td><td>21,340,099-----⑤</td></tr> <tr> <td>その他収支資金差額 (④-⑤)</td><td>▲19,781,966-----⑥</td></tr> <tr> <td>前期末支払資金残高</td><td>27,144,892-----⑦</td></tr> <tr> <td>当期末支払資金残高 (③+⑥+⑦)</td><td>25,623,594-----⑧</td></tr> </table>	経常収入	181,148,116-----①	経常支出	162,887,448-----②	経常活動資金収支差額 (①-②)	18,260,668-----③	その他収入	1,558,133-----④	その他支出	21,340,099-----⑤	その他収支資金差額 (④-⑤)	▲19,781,966-----⑥	前期末支払資金残高	27,144,892-----⑦	当期末支払資金残高 (③+⑥+⑦)	25,623,594-----⑧
経常収入	181,148,116-----①																
経常支出	162,887,448-----②																
経常活動資金収支差額 (①-②)	18,260,668-----③																
その他収入	1,558,133-----④																
その他支出	21,340,099-----⑤																
その他収支資金差額 (④-⑤)	▲19,781,966-----⑥																
前期末支払資金残高	27,144,892-----⑦																
当期末支払資金残高 (③+⑥+⑦)	25,623,594-----⑧																

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
児童福祉法第24条1項に規定する保育の実施	開 所 日 月～土（祝・祭日を除く） 開所時間 7:00～20:00 定 員 120人
児童福祉法第48条の3第1項に規定する情報提供、保育相談	随時実施
川崎市延長保育事業実施要綱及び同要領に基づく延長保育の実施	開 所 日 月～土（祝・祭日を除く） 実施時間 18:00～20:00
川崎市一時保育事業実施要綱に基づく一時保育の実施	開 所 日 月～土（祝・祭日を除く） 開所時間 8:30～17:00 定 員 12人
川崎市休日保育実施要綱及び同要領に基づく一時保育の実施	開 所 日 祝・祭日 開所時間 7:00～20:00 定 員 10人
地域の子育て家庭への支援	随時実施

6 収支計画

（単位：千円）

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）			
	24年度	25年度	26年度	合 計
収 入	159,854	163,045	166,919	489,968
指定管理料	150,504	153,745	157,569	461,818
利 用 料 金	7,112	7,112	7,112	21,336
その他の収入	2,238	2,238	2,238	6,714
支 出	159,854	163,095	166,919	489,868

別紙

川崎市下作延中央保育園の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1 団体（社会福祉法人神奈川民間保育園協会）

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】小林 育子（元田園調布学園大学副学長）

【学識経験者】中村 美津子（帝京大学文学部非常勤講師）

【公認会計士】新井 努（新井公認会計士事務所所長）（公認会計士）

3 選定理由

通常保育、休日保育、一時保育の運営実績や事業者の経営状況など応募団体に対する評価が高く、保育所運営に対する基本的な考え方、安定管理・健康管理・衛生管理の取組、地域との連携等の取組など事業提案も的確であり、職員の確保策や事業経費等についても適切と評価されたことから、当該団体を選定した。

4 審査結果（※基準点288点以上）

選定基準	配点	指定管理 予定者
①応募団体に対する評価	60点	46点
②応募団体の取組に対する評価	45点	32点
③提案内容に対する評価	210点	142点
④事業の安定性・継続性の確保についての評価	60点	38点
⑤事業の経費に対する評価	105点	72点
合 計	480点	330点

5 提案額

（3年間の総額）449,631千円

市民委員会資料 ②

1 平成24年第2回定例会提出予定議案の説明

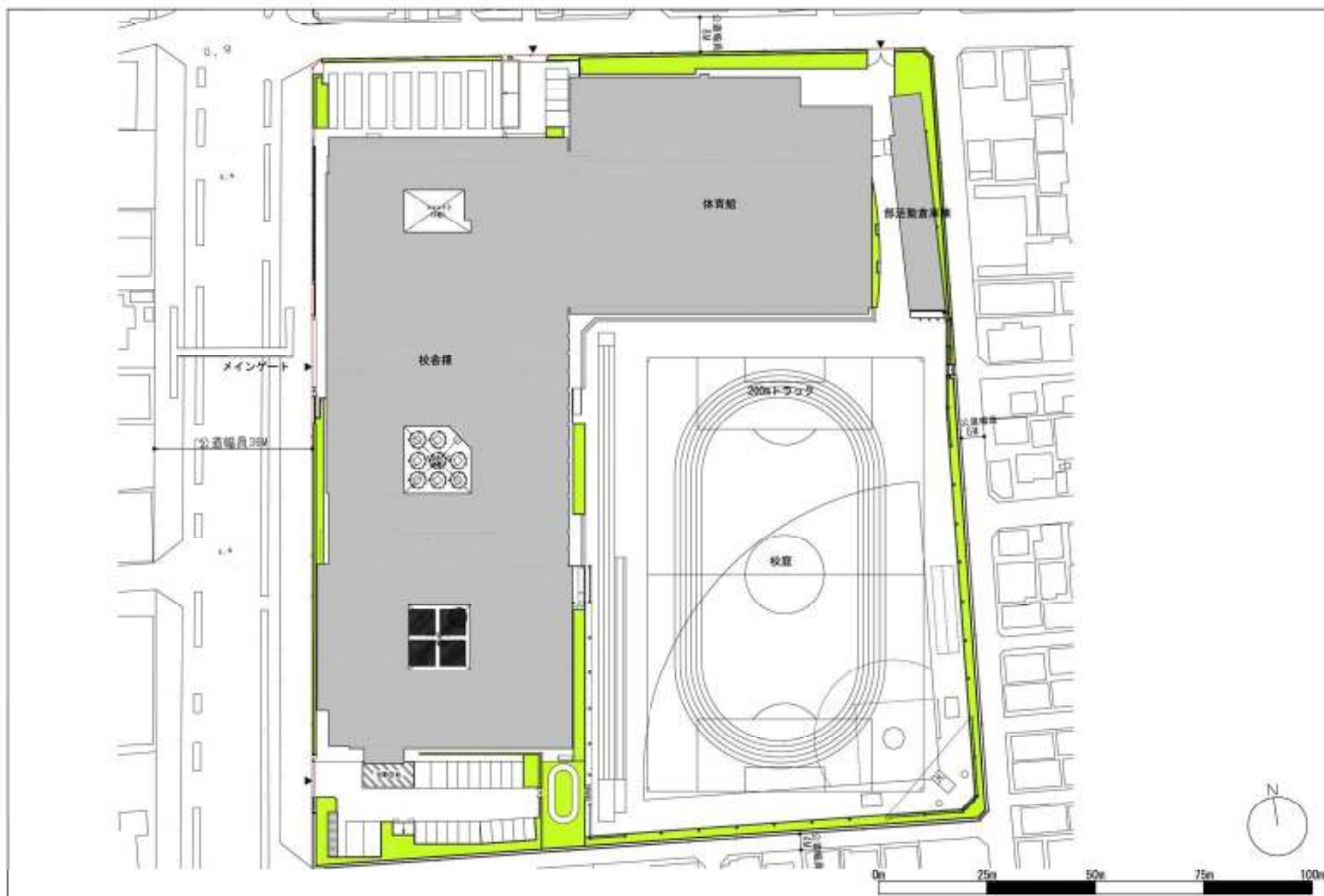
- (4) 議案第95号 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の締結について
- (5) 議案第96号 川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事請負契約の締結について
- (6) 議案第97号 川崎高等学校及び附属中学校等新築空気調和設備工事請負契約の締結について

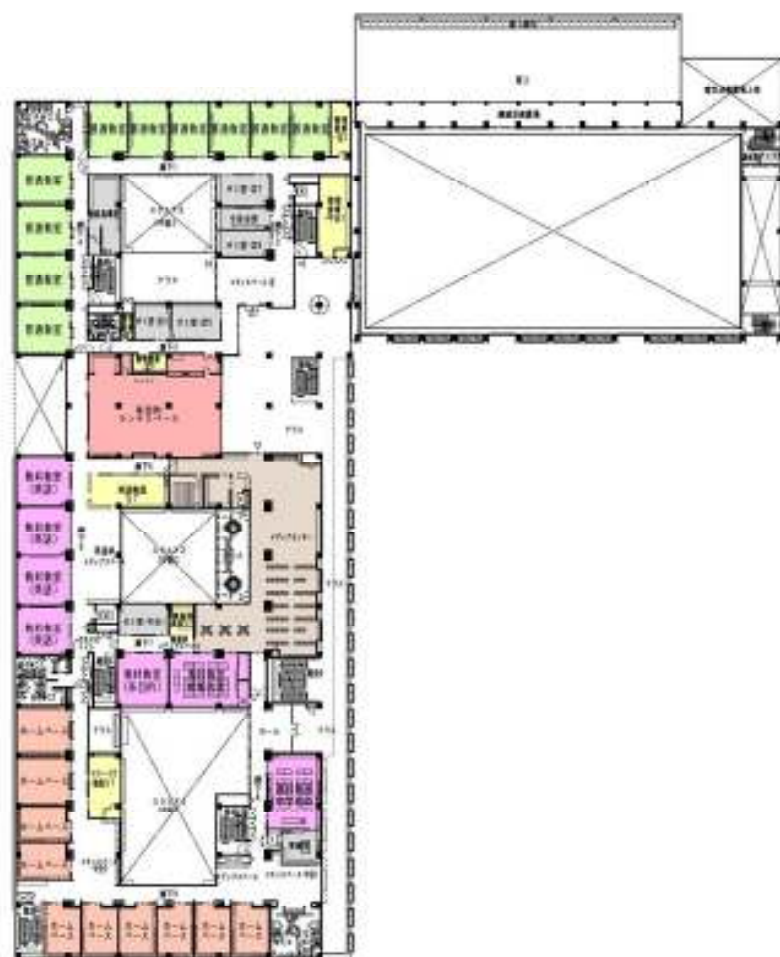
資 料	▪ 案内図	P. 1
	▪ 配置図	P. 2
	▪ 1階2階平面図	P. 3
	▪ 3階4階平面図	P. 4
	▪ 5階～R階平面図	P. 5
	▪ 完成予想図	P. 6

市民・こども局こども本部

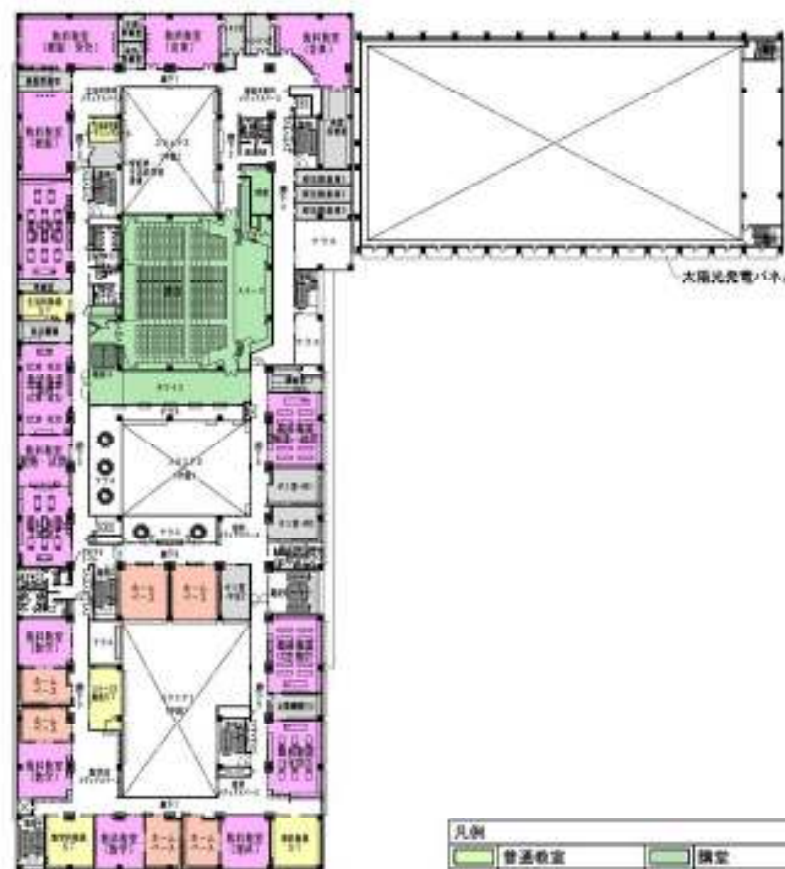
(平成24年5月30日)





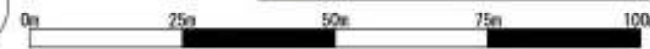


3階



太陽光発電パネル

4階



凡例	
普通教室	講堂
教科教室	プール
ホームベース	その他
メディアセンター	体育館
多目的ラウンジスペース	南部地域体育センター
管理棟	

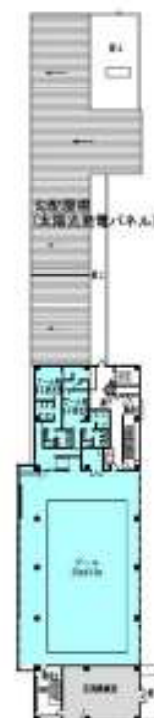
3階4階平面図



5階



6階



7階



R階

凡例	
普通教室	講堂
教科教室	プール
ホームベース	その他
メディアセンター	体育館
多目的ラウンジスペース	南部地域教育センター
管理棟	



5階～R階平面図

